

総務常任委員会

平成17年5月20日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

1. 出席委員

◎嶋田 善行 ○木澤 正男 松田 正
西谷 剛周 坂口 徹

欠席委員

森河 昌之

2. 理事者出席者

町 長	小城 利重	助 役	芳村 是
収 入 役	中野 秀樹	教 育 長	栗本 裕美
総 務 部 長	植村 哲男	総 務 課 長	西本 喜一
総 務 課 参 事	吉田 昌敬	同 課 長 補 佐	黒崎 益範
同 課 長 補 佐	加藤 惠三	企 画 財 政 課 長	藤原 伸宏
企 画 財 政 課 参 事	野口 英治	同 課 長 補 佐	山崎 篤
同 課 長 補 佐	西巻 昭男	同 係 長	松村 美季
税 務 課 長	植嶋 滋継	同 課 長 補 佐	清水 修一
同 課 長 補 佐	吉村 俊弘	教 委 総 務 課 長	野崎 一也
同 課 長 補 佐	吉村 三郎	生 涯 学 習 課 長	阪野 輝男
同 課 長 補 佐	山崎 善之	同 技 師	平田 政彦
同 技 師	荒木 浩司	監 査 書 記	佐藤 滋生

3. 会議の書記

議 会 事 務 局 長 浦口 隆 同 係 長 猪川 恭弘

4. 審査事項

別紙の通り

委員長 開会（午前9時00分）
署名委員 木澤委員、松田委員

委員長 おはようございます。
審査に入ります前に、4月に町職員の人事異動がありましたので、
異動のありました職員のご紹介をしていただきたいと思います。

（ 職員紹介 ）

委員長 職員の皆さんには大変ご苦労さまでした。

（ 職員退席 ）

委員長 それでは、ただいまより、総務常任委員会を開会いたします。
森河委員からは、本日欠席の連絡を受けております。
この1年間、委員長をさせていただきます嶋田です。皆様のご協力、
よろしく願いいたします。

委員長 これより、本日の会議を開きます。
はじめに、町長の挨拶をお受けいたします。小城町長

（ 町長挨拶 ）

委員長 最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。
署名委員に、木澤委員、松田委員、のお二人を指名いたします。
本日予定しております審査案件は、お手元に配布しておりますとお
りでございます。
初めに、継続審査の斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備
保存に関することについてを議題といたします。理事者の説明を求め
ます。阪野生涯学習課長。

生涯学習
課長

それでは、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、ご報告申し上げます。

まず、史跡藤ノ木古墳の整備に関することについてでございますが、本年2月の委員会で報告いたしましたとおり、墳丘と石室入口の整備手法、並びに、現在取りまとめを行なっております第6次調査の結果をもって、次回の検討委員会を開催すべく、各委員、先生方の日程等について調整中でございます。現在のところ、6月末から7月早々の開催を予定し、準備を進めているところでございます。

次に、史跡中宮寺跡の公有化についてでございますが、史跡中宮寺跡の公有化につきましては土地開発公社を除きます関係地権者4名の方について、現在、お願いに回っているところでございまして、地権者の了承を得られました段階で、議会の委員会等にご提案申し上げてまいりたいと考えているところでございます。

次に、町史跡駒塚古墳の発掘調査についてでございますが、本年の2月7日から解体調査に着手しております宝篋印塔の調査につきましては、一応調査も終了しているところでございますが、瓦片等の出土遺物が非常に多く、現在、その記録図面等の作業を追加作業として進めているところでございます。今後は文化庁、橿原考古学研究所、奈良文化財研究所等、関係機関とも協議をする中で、整備を含めた取り扱いについて検討させていただきたいということで考えております。

次に、法隆寺門前東側広場の整備に伴う発掘調査についてでございますが、この調査につきましては、前回3月の委員会で報告いたしましたとおり、3月26日ですべての調査が完了いたしております。発掘調査の結果について、調査を担当しておりました平田技師の方から調査の最終結果ということで、ご報告申し上げたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

生涯学習
課技師

ただ今より、若草伽藍西方の南大門門前の調査成果についてのご報告を申し上げます。これまで委員会で報告した以後の調査成果であり

ますが、壁画を発見しましたトレンチの東側に、東西約20メートルの調査区を設けまして、その調査成果について、ご報告申し上げたいと思います。

この調査におきましての主要な目的は、壁画の発見されました谷部の河川の東西の幅を調査するという目的であります。上層部が削平を受けているため、本来の河川幅が、最終的には不明瞭でしたが、約30メートル以上あったものと思われます。そして、その中を穿つような形で形成されていまして寺域より西に、約15度振れる、いわゆる斑鳩条里と言われている斑鳩特有の都市プランに基づく、そういうものに丁度合致するような、そういう溝の幅を調査するという事で、設置した結果、幅2メートルぐらいのところ、その深みがありまして、だんだん東側に肩を崩しながら埋まっているという状況で、幅2メートルから5メートルの特殊な溝がうがかれていたという事が解りました。その溝につきましては、埋没している遺物などを検討した結果、斑鳩寺が廃絶して、あまり時間を経ず、埋没したものと思われ、大体、白鳳時代ぐらいには埋まってしまったのかなという事でありまして、この溝の評価につきましては、斑鳩寺、いわゆる若草伽藍であります。この寺域と申しますか、お寺の範囲が、この西の端が今回の調査区まで広がっているという蓋然性がかなり高いものと思われ、これまで調査研究されております古代の斑鳩の都市計画を考える上で重要な成果があったものと思われまして。

以上簡単であります。これまで委員会で報告しました以後の、若草伽藍西方の調査成果については以上であります。

生涯学習課長 以上で、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存についての報告を終わります。よろしくご理解のほど、お願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑意見があればお受けいたします。

松田委員 藤ノ木古墳の6次調査が終わったということのようですが、結果は

どうなんですか。何も報告する内容がないんですか。

生涯学習
課長 先ほど、ご説明申し上げましたように、今現在、取りまとめ中のご
ざいまして、取りまとめが完了いたしました段階で、ご報告申し上げ
させていただきたいと思います。

松田委員 いつ頃、その取りまとめというのは出来るのですか。

生涯学習
課長 現在まで取りまとめが出来ている分について中間報告という形で、
平田の方から少し報告させていただきたいと思います。

生涯学習 松田委員のご質問にお答えしたいと思います。

課技師 今、まとめている終了報告を、今月末をめどにまとめているところ
であります。藤ノ木古墳の第6次調査の成果につきまして、簡単に概
要を説明したいと思います。

大きく調査区を2区設けました。墳丘の南西隅を確認するという調
査と、宝積寺を何らかの関連施設があるのではないかとされている
石室の直ぐ西側に、調査区を2つ設定しております。両調査区におき
まして、江戸時代後半の関係する遺構、遺物を見つけております。ま
ず、先ほど申しました前者の南西隅のトレンチにおきましては、以前、
ご報告しておりますが、藤ノ木古墳を祀っていた宝積寺の、安政元年
に焼失したという記事を考古資料的には、まだ、提示できていなかっ
たんですが、今回設定しました調査区におきまして、完全に焼けた土、
もしくは焼けた壁、そして瓦等を大量に出土する成果を得ました。と
いうことで、文献に出ております安政元年にミササギノ庵に住んでい
たミササギノ尼が焼死したという記事は、ほぼ歴史的には間違いない
ものだということが考古学的にも押えられました。石室の直ぐ西側で
設定しました調査区におきましては、以前、予想としましては何らか
の建物があるのかなということで考えておりましたが、面的な調査を
した結果、墳丘沿いに道路状のものを敷設して、いわゆる大日堂とい

う付近のところに住んでいたと思われるミササギノ尼が石室にお参りに行く、その道ですね、そういうものが設定されているということが解りました。あまり石室の方に近づくと石室自体の保存に影響があることから、その直接的な最後のところまでは調査できませんでした。藤ノ木古墳本来の歴史ではございませんが、その後藤ノ木古墳を守ってきた宝積寺の歴史の解明には、この第6次調査の内容がかなり寄与するものと思われます。以上です。

松田委員 斑鳩町が、行政の特徴的な面というのは、歴史的な史跡を多く持ち、その保存体制を整備をしていくということが、斑鳩町の行政の中での特徴点だと思うんです。そういう位置付けに立って、特に総務常任委員会としても継続審査事案として、特に関心を持って、歴史的なまちづくりといいますか、を充実させていく必要があるということから継続審査にしている訳ですよ。そういう認識に立って、各議員、各委員会ごとに具体的な報告ということが、私はあって然るべきだと思うんです。ただ、形式的な報告だけに留まるということであってはいかんと思うんです。それと併せてですね、この藤ノ木の関係につきましては、昨年来から言われていますように、公開保存整備ということですね、少なくとも16年度中に基本設計を立てて、19年度くらいには公開をという計画で進められてきているんですけども、現在の状況ではかなり遅れているというふうに思うんですね。しかも、検討委員長会がまだ、6月中にですか、行なわれるということになって、検討委員会が行なわれて、保存、開発の調査の結果を受けて、公開保存の具体的な設計に、可能かどうか、検討に入るんだろうと思うんです。そうすると、従来よりも1年以上、少なくとも遅れてくるじゃないのかなと、計画的にですね、思うんですね。今までは、大体、計画、窮屈ではあるけども、計画年次までに終わらせるということを言っている訳なんです。その辺のところは、全く触れられていないんですが、どうなんでしょうか。やっぱり、計画どおり、19年度ですか、公開保存という関係に踏み切ることが出来るような体制になっていくんか

どうか、ということについて、私はずいぶん心配しているんですが、
どうなんでしょうか。

町長 昨年でしたか、藤ノ木整備検討委員会が開かれた時に、概ねそういう
事で進めていく手筈で進めておったのですが、検討委員会の委員さ
んの中で、石組み等、そういうものについて、もう一度考えなければ
いけないということで、最終的にはまだ、基本的にどうしていくかとい
うことがなかなか決めていただかなくて、この6月の委員会等につ
いて、またそういうことが審議をされる。ご指摘のように、おそらく、
当初の計画よりも遅れていくという感じは否めないと思っています。

松田委員 どうなんでしょうか、藤ノ木の一般公開ができるような状態での整
備というのは19年度に終わるんですか。予定はどうなんでしょうか。

生涯学習 今、町長が申しましたように、計画の進行そのものは若干遅れてお
課長 りますけれども、17年度中に基本設計書を作成いたしまして、18
年、19年度の2カ年で整備を完了し、一般公開に向けて対応してい
きたいと考えております。

(「間違いないのか」との声)

教育長 今、調査の進捗について町長も申しただいたように、検討委員
会の結果、やはり追加調査というようなことが出てまいりました。今
後の検討委員会において、今まで指示された調査は完了させていただ
いておりますものの、その報告によって、また、他の委員から再度、
確認のためにという調査が出てくるかも分かりません。これは出てこ
ないかも分かりません。まだ分かりませんが、そうして慎重に、慎重
にということを実施していただいておりますことから、当初計画いた
しております20年の公開ということについて、町長もおっしゃって
いただきましたように、若干の遅れは出てくるのではないかなと思っ

ています。できるだけ、計画させていただいている日程に合わせて、努力はいたしますものの、検討委員会の委員さんの意見によって、日程的にずれてくるという可能性が出てくるということも、ご理解をいただいております。

松田委員 中宮寺遺跡の関係なんです、3年目に今年入るわけですし、公有地の取得についても努力されているという事については分かるんですが、それと並行して、少なくとも整備計画を具体的に決定する段階になるんだろうと思うんです。並行して検討されていくんだろうと思うんですが、この関係についてはどうなのでしょう。これらの、少なくとも、やはり今日の斑鳩町財政の中から見ると、困難な状況の中でやりくりをして、用地取得費などを取得していく、ということで3年目に入る訳なんです、具体的な整備の関係について、中を置くような状態になってくると、町民感情からしてもあまり良くないというふうに、私は思うんです。直ちに、具体的な整備に掛かって行けるという段取りをしながら、用地取得が終われば、直ちに整備に入っていくというような計画というものが必要だろうというように私は思うんですが、そういう手筈については今、どのようになっているのでしょうか。

生涯学習課長 今、委員さんが申されましたように、15年、16年、17年の3カ年で用地の買収を予定いたしております。その後、18年度、19年度におきまして、現在までトレンチでの調査等は行なっておりますが、面的な調査というのを実施しておりませんので、特に講堂部分とかも、まだ現在、確認されていないという状況の中から、面的な調査を18、19年度で実施して、その後、基本設計書を作成して、整備工事に着手し、23年度の完了を目指しているというところでございます。

松田委員 まとめて後で言いますが、駒塚の関係は報告でも大体調査は完了したと言われているんですが、始めてから、大体調査を開始してから、

2、3ヶ月と言われている訳です。今、出土品の調査をしているという事なんですけども、当初予定していた駒塚の、いわゆる発掘調査の狙いから見て、今、どのように判断なさっているんですか。

生涯学習
課技師 　ただ今のご質問にお答えいたします。駒塚古墳の調査の内容ですが、先ほど阪野課長から報告しましたとおり、石塔の解体調査を今年度、実施いたしました訳でございますが、予想以上に、宝篋印塔の内部から物が出土したこと、そしてその基礎の部分におきまして、瓦を敷いて、かなり丁寧に、作業を行なっているということで、課長の報告どおり、若干、記録作業に手間取っているというのが現状であります。

　駒塚古墳の調査につきましては、上部の構造は、石頭の部分について、かなり複雑な構造を呈しておりましたので、下の埋蔵設備等の調査につきましては、先ほど課長が申しましたように、国、県、文化財研究所等を通じまして、その協議を行って、再度、発掘調査の内容も含めた検討を行なってまいりまして、その検討を含めた形で、古墳の整備を進めていきたいというふうに考えている次第であります。

松田委員 　大体、この継続審査事案の関係は、去年の報告と審議の関係を見ても、ほとんどが説明を聞き及ぶ、留めるということで終わっている訳ですね、議論をされていない。そういうことが良かったのか、悪かったのか、どうか知りませんが、とにかく、取り組みが計画的にきっちり、進めて行こうとする状況にあるのか、どうかというと、その場その場の、ご都合によって変わっていったような気がしますし、必ずしも計画どおり、実施が進められているというふうに思えないです。そういうふうに具体的に進めてきて、中宮寺の公有地の取得の関係なんかも、計画的に現在のところ、進められているんですが、それから以降の整備の関係になってきますと、どれもこれも、暗中模索の段階であるというふうな状況だというふうに思うんです。こういう関係だけで、その時その時の説明を受けていますけども、説明の内容も極めて事務的なものに終わってですね、我々が今後どう対応する

のかということについて、全然、判断のつかないというのが、報告内容に留まってしまっているように思うんです。こういうことでは、継続審査をしている意味合いもないと思うので、もう少し具体的に、計画的に、しかも実施をして行けるような体制づくりを、きちっとして進めてほしいというふうに思うんです。特に私が気になっていますのは、単独町制を施行して、財政再建のあり方についても見直そうといっている段階で、本当に、こういう古墳などの関係について計画どおり実施をしていくということに、我々は確信を持って進めていくんだというふうに受け止めることができるのかどうか、しかも、いわゆる住民会議などをもって、財政のあり方について、検討していこうとしている段階ですから、どういう方法が出てくるのかということが気になる訳です。しかも、大事な保存整備の段階、最終的な段階に入ろうとするのが18年以降になってくる。その18年以降の財政のあり方について、どんな風に出てくるのか、ということなどについても関心を持たざるを得ない訳です。ところが、先ほどの関係で説明を聞きますと、財政的なものが、全然、内容が触れられていない訳です。こういう面について、一体、どう対応をしていこうとするのかということが、明らかでないというふうに思う。したがって、私は少なくとも次回の総務委員会段階では、いわゆる、斑鳩町における歴史的史跡の発掘調査の保存整備の関係について、それぞれの項目別に具体的な対応方針を、是非とも示して、委員会と行政との関係が共有した認識の上で取り組んで行けるような体制というものを、是非とも作ってほしいということをお願いしたいと思うんですが、どうなんでしょうか。

教育長

松田委員さんから、ご指摘いただいております調査につきましては、どの調査におきましても計画いたしましたとおりに進んできていないのが現状でございます。藤ノ木におきましても、もっと早くまとまるはずでしたが、やはり、慎重に、慎重にという、考古学者の意向というのがございますし、それを無視して町が進めるということも出来ませんので、そうした先生方のご意見を十分受けながら、ご指摘いただ

いたところの解明をしながら、一つずつ進めると、こういう実態でございます。失礼な言い方になるかも知れませんが、やはり地下に埋もれているものについて、皮を1枚ずつ、あるいは10センチずつの土を取るごとに、新たな何かの発見が出てくると、そういうことが事実あるわけでございますので、確かに、おっしゃっていただいている、当初この年度で調査し、この年度で整備し、完了していくと、こういう事を机上の計画という言われ方をするかもしれませんが、そういった意味で、そうした状況で今日まで計画の説明をさせていただいてきたのは事実でございます。その後、一つずつ調査を進める中で、具体的に内容が解明されてくる中で、徐々に、徐々に、その調査の充実を図るために、遅れてきているというのが事実でございます。そうした事も、一つご理解を賜りたいと思っています。

いずれにいたしましても、こうした古い歴史的文化財でございますので、あるいは史跡でございますので、町としてより慎重に調査をしながら、将来に保存していくということでございますので、出来るだけ調査を効率的に実施できるように、技術、あるいは知識等を、常に、実施の方では勉強しながらやっている訳ではございますが、実態として、徐々に遅れてきているのが事実でございますので、ご理解を賜りたいと思います。出来るだけ早く進めるようには努力させていただきたいとは思いますが、よろしくご理解を賜りたいと思います。

松田委員 再度、申し上げたいんですが、弁明する事も結構だと思うんですが、歴史と文化が生活の中に息づく斑鳩の町づくりを目指しているんですよ。そういう面について、歴史的な関係について、調査発掘をされて、整備保存をしようという時に、基本的な計画と年次の関係を、きちり示して、そして住民の理解と協力を求めていくという形というものが、僕は欠かせない問題だと思うんです。そういう認識に立って、是非とも基本計画を提示をして、こういう整備をしていくんだと、しかも、完成はいつまでに行なうんだという関係、しかも、それについても必要予算はこの程度になるというような関係などについても、十分

に、その場限りの行き当たりばったりの関係でなくて、具体的な計画を提示をして、理解を求めるといった姿勢を取ってほしいというふうに私は思うんです。そういった意味合いで、少なくとも次回の委員会ぐらいには、そういった構想について明らかに出来るように、対応してほしいという事を、再度、要望しておきたいと思います。終わります。

委員長 理事者側、それぞれの事について、財政的なものも含めて、詳しく次回委員会にご報告していただくように、お願いいたします。

他に、ございませんか。

西谷委員 ちょっと、お尋ねしたいんですが、若草伽藍の位置とかが、当初、通説よりも、非常に新しい発見が出来て、それはそれで斑鳩の歴史にふさわしい結果だと思うんですが、そこで、今、町内の法隆寺地区でも下水の工事とか、されているんですが、実際に、その下水道工事の中で、特に法隆寺地区なんかでしたら、下水道工事に絡んで遺跡とか、遺物とかというようなものが、出てくるんじゃないのかなと思うんですが、その辺、例えば出てきて、今まで、そういう法隆寺地域で、そういう下水道工事の中で、出てきたのかどうかということと、下水道工事に関して教育委員会の方から、ここはひょっとしたら重要な場所ではないかということの中で、そういう工事をする場合には事前に担当課と打合せをして、職員が、文化財の分かる職員が張りついているのかどうか、その辺の体制をまず1点お聞かせ願いたいのと、駒塚の整備なんです、確かに宝篋印塔と伴林光平の辞世の句碑が建っていると思うんですが、それは実際に今後整備していく中で、駒塚の整備を、構想で結構ですので、大体、どんな感じで考えておられるのかという事を、この2点、お尋ねしておきたいと思います。

生涯学習課長 委員が申されましたように、今現在、法隆寺地区で下水道の工事が頻繁に行なわれております。当然、地域が法隆寺地域であるということもございまして、下水道課と生涯学習課、十分協議しながら、下水

道工事については対応させていただいておるところでございます。また、実際工事に入ります時には、生涯学習課の文化財担当の技師が立会いたしまして、その都度、現場の状況等、確認しながら下水道の埋設工事に掛かっているというのが現状でございます。

下水道工事におきまして、調査をいたしました、その中での結果でございますが、調査の内容について、技師の方から報告させます。

生涯学習
課技師

ただ今の西谷委員の質問にお答えしたいと思います。

昨年度から本格的に実施されました法隆寺周辺の下水道工事にしましては、先ほど課長からご報告申し上げましたように、担当課とは十分協議をしまして、発掘届を出していただく中で、私が立会調査をしておる訳でございます。その結果、法隆寺周辺におきましては、かなり、町屋の開発時に、削平等、受けておりまして、現在、下水道工事が行なわれた区間での寺院の遺構等、破壊するような、そういうものはございませんでした。ただし、1基だけ、本町のところの東西道の中で瓦を放りこんだ石組みの井戸を確認しておりますが、その遺物については全て調査をして、取上げておるような次第でございます。それに先立つ、西里遺跡などの古い集落の下水道工事につきましても、職員を毎日つけまして、下水道工事、水道工事等に対応しているような次第です。ですから、現在、斑鳩町が実施しました下水道および上水道の工事におきまして、遺跡、遺構が調査されずに破壊されたということはなく、記録保存等もしっかり図れているものと思っております。以上であります。

生涯学習
課長

駒塚の整備等について、荒木の方からご報告申し上げます。

生涯学習
課技師

ただ今、西谷委員から指摘のありましたとおり、駒塚の墳丘の上には宝篋印塔と言われます石塔、4メートル50センチぐらいある大きな石塔と、幕末の勤皇の志士でありました伴林光平の辞世の歌碑、2基が、古墳の築造以後に古墳の上にある訳ではありますが、それにつき

ましては、石塔の方については、今、解体して、その上にはないんですが、古墳の整備の状況によりまして、元も場所に戻すのか、当然、その古墳と関係しているものでありますので、傍に置くのかということも整備を含めた形で検討すべきと考えております。古墳の墳丘の具体的な整備につきましては、現段階で考えておる状況としましては、今、古墳の上には疎林が生えた状態で、下には草が生えているというような状況でございますが、そういう形を大きく変更することなく、の緑地の芝張りといいますか、そういう状況に簡易整備をしたいと考えております。ですから、河合町にありますナガレヤマ古墳のような石をべたべた張ってするような形ではなく、現状の形を損なわないような形での整備というものを、今のところ考えておる次第であります。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

本件については、説明を受け一定の審査を行ったということで終わります。

次に、その他の審査事項として、6月町議会定例会の付議予定議案について、あらかじめ説明を受けることにいたします。

はじめに、①斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。植嶋税務課長

税務課長 それでは、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例について、ご説明させていただきたいと思っております。資料1をご覧くださいと思います。資料1の最後につけております要旨をご覧くださいと思います。

今回の主な改正につきましては、要旨にまとめておりますので要旨をもってご説明申し上げます。

平成17年度、地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正

する法律が平成17年法律第5号が平成17年3月25日に公布されたことにより条例（例）により所要の改正を行うものであります。

その主な改正内容として、個人住民税では、人的非課税の見直しとして年齢65歳以上の者のうち前年の合計所得金額が125万円以下の者に対する非課税措置を平成18年分の個人の町民税から廃止するものです。廃止にあたり、経過措置として平成17年1月1日において65歳に達していた者の税額については、平成18年分は、3分の1、平成19年度分は、3分の2とし、平成20年度から全額廃止するものです。

この改正は、人的非課税制度は、生活扶助を受けている者、障害者、未成年者、65歳以上の者、寡婦、で前年の合計所得金額が125万円以下の者については、一般に所得稼働能力、または担税力が乏しい者と考えられ均等割、所得割が共に非課税となっておりました。65歳以上の者で前年の合計所得が125万円以下の者に係る非課税措置は、同じ所得の現役世代と高齢者間の税負担の公平を確保するため、65歳以上の者に係る非課税限度額について見直しを図られたものでございます。

この改正にともなう税収についての影響は、平成18年度で193万5,000円、19年度で387万円、20年度全廃で580万5,000円で、対象者は640人程度になると見込んでおります。

この改正は、ページ1の第14条関係となっております。

次に、給与支払い報告書対象者の範囲の見直しとして、近年、フリーターの増加など雇用形態の多様化により、年途中での退職や、短期間での退職などが増加しています。このような背景がある中、給与支払い者が関係市町村に提出する給与支払報告書の提出対象者の範囲を、年の途中で退職し給与の支払いを受けなくなったものについても、提出義務を課すこととしております。ただし、給与支払金額が30万円以下の場合は、提出しなくてもよいものとするものです。

固定資産税関係では、住宅が震災等の理由により減失・損壊した土地について、やむを得ない事情により、当該土地を住宅用地として使

用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長時間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後、3年度分まで固定資産税に限りまして、当該土地を住宅用地とみなす措置を講ずるものです。この改正は、第70条の2第2項及び第80条の3関係となっています。

その他の改正につきましても若干ご説明をさせていただきます。新旧対照表をご覧くださいようお願いいたします。

ページ2では、第60条、第80条3関係では、登記法の改正による文言の整理等の改正となっています。

ページ5の付則第8条では、肉用牛の売却による事業所得に係る、町民税の課税の特例を3年間延長するものでございます。

ページ8の付則第19条関係では、金融、証券税制の改正下株式市場の活性化の観点から自己の公開株式の公開買付の場合のみなし配当課税の特例期限を2年間延長するものでございます。

ページ9の第19条の2関係では、特定管理株式が価値を失った場合、譲渡損失とみなす譲渡所得等の課税の特例の創設でございます。

ページ10の第19条の4関係では、特定口座を有する場合の町民税の所得計算の特例等に、日本郵政公社の業務の特例に関する法律の施行に伴いまして、日本郵政公社が証券投資信託の受益証券の募集を行うことができることとされたことから、特定口座の取扱いの範囲に上場株式等を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例に追加する措置がされております。

ページ10の付則第20条関係では、ベンチャー企業支援する観点から、特定中小会社が発行した株式に係る繰越控除及び譲渡所得等を2分の1とする課税の特例を2年間延長するというものでございます。

以上が17年度地方税法の一部を改正する法律の改正に伴う町税条例の一部を改正する条例の内容でございます。

ご審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

木澤委員 今説明の中で、人的非課税の範囲の見直しのところで、町内に係る対象人数と金額の方、課長の方から言っていたんですが、聞取れなかったもので、もう一度お願いします。

税務課長 3年間にわたって、減額されていく訳でございますので、18年度が193万5,000円の増額、19年度が387万円の増額、20年度が580万5,000円の増額、以上でございます。対象者は640人程度になるというふうに見込んでおるところでございます。

木澤委員 2番目の給与支払報告提出対象者のところなんですが、給与支払金額が30万円以下というふうになっているんですが、30万円の根拠というのは。

税務課長 30万円の根拠ということでございますが、これにつきましては企業の負担を軽減するという意味でございます。

木澤委員 例えば、フリーターが課税されるというふうになると、年額でいうと130万円前後の時に所得税が掛かってくるとの、私の認識が間違っていたら訂正していただきたいんですが、そういった形で非課税のものに対して報告の義務はないとか、そういう形ではないということですか。

税務課長 所得金額につきましては所得税で103万円、住民税で99万円となる訳でございますが、これにつきましては、中途退職がありまして、1ヶ所だけじゃなく、2ヶ所、3ヶ所とある場合がございます。この場合、当然、合算して課税する事になりますので、この辺につきましても報告書が提出されることによりまして、把握できるということで

ございます。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、次に②斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例について、理事者の説明を求めます。植嶋税務課長

税務課長

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございます。資料2をご覧いただきたいと思います。最後につけております要旨をもってご説明させていただきます。

斑鳩町都市計画税条例の一部を改正する条例についてでございますが、斑鳩町町税条例の一部を改正する条例と同様、平成17年度地方税制の改正を内容とする地方税法の一部を改正する法律、平成17年法律第5号が平成17年3月25日に公布されたことにより条例(例)により所要の改正を行うものであります。

今回の改正で、地方税法の一部を改正する法律により固定資産税の範囲の改正で、鉄道事業者等の新造車両に係る特例措置の縮減、鉄道事業者等が特定の車庫の新增設のため敷設した構築物に係る課税標準の特例の廃止による改正のための項ずれ等による条文の整理でございます。

以上が17年度地方税法の一部を改正する法律の改正に伴う都市計画税条例の一部を改正条例となっております。よろしくご審議を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

委員長

説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長

次に、③平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について理事者の説明を求めます。藤原企画財政課長

企画財政
課長

それでは6月議会に提案を予定いたしております、平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）について、ご説明を申し上げます。

資料3をご覧いただきたいと思います。

まず、歳入からご説明をさせていただきます。表の一番下の計欄でございますが、既定の予算の総額に歳入歳出それぞれ546万1,000円を増額いたしまして、歳入歳出それぞれ86億3,546万1,000円とするものでございます。

この補正予算の主な内容といたしましては、第16款財産収入、財産貸付収入で土地賃貸料40万2,000円の追加をするものでございます。これにつきましては、3月31日に専決処分させていただきました平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第9号）でも計上いたしておりますが、斑鳩町土地開発基金で保有をしておりますJR法隆寺駅南側駐輪場用地の一部を貸付いたしましたことから、その土地使用料収入を追加補正するものでございます。

次の不動産売払い収入につきましては、龍田南2丁目地内の里道の用途廃止に伴いまして、その当該地30.95平方メートルを払い下げいたしましたことで、その売払い収入149万8,000円を追加補正するものでございます。

次に第20款諸収入でございますが、まず、雑入で消防団員の退職に伴いまして消防団員等公務災害補償等共済基金から206万1,000円を受け入れするものでございます。次の、貸付金元利収入では、福祉医療費資金貸付金元利収入として150万円を追加計上いたしました。これにつきましては、歳出のところで併せてご説明させていただきます。

続きまして、裏面をご覧いただきたいと思います。歳出予算の補正でございます。

第2款総務費では歳入でご説明を申し上げました不動産の売払い収入149万8,000円を財政調整基金に積み立て、また財産貸付収入40万2,000円につきましては土地開発基金に積立するもので

ございます。

次に第3款の民生費の医療対策費でございますが、福祉医療費資金の貸付といたしまして210万円の補正をお願いするものでございます。今般、福祉医療の制度が改正をされまして本年8月より自動償還方式に統一をされることとなっております。つまり、自動償還方式とは、受給者が医療機関受診日に窓口で自己負担額をお支払いいただきまして、その後において助成金が受給者の預金口座に自動的に振込みをされる、そういう制度でございます。そういうことから、窓口でお支払が困難となる受給者も想定されるため、斑鳩町といたしましては、資金貸付制度を創設することといたしまして、その貸付金の補正をお願いするものでございます。一方、先ほど歳入におきましては、その返還金として貸付金元利収入を計上いたしておるところでございます。

次に第8款消防費では、消防団員4名の方が退団をされたことに伴いまして、退職報償金206万1,000円の追加補正をお願いするものでございます。

最後に第12款予備費でございますが、今回の補正に要します財源として60万円の振替をお願いするものでございます。

以上簡単ではございますが、6月議会に計上を予定しております平成17年度斑鳩町一般会計補正予算（第1号）についての説明とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

松田委員 どういう風に理解していったらいいのか、教えてほしいと思うんですが、補正予算の関係で財産の貸付収入の収支の関係が出ていますが、この取り扱いについて質問したいと思うんですが、ご説明にもありましたように、この関係と同様のものが臨時議会でも提案をされています。これは苦情なんですけども、本来、定例会などに付議事案の関係でも、ほとんどが、今度の臨時会の関係は総務常任委員会の所

管に関わる事項であったように思うんです。消防団員の関係にしろ、補正予算にしろ、全て。しかし、この関係は議運の了を得たんでしょうけども、委員会付託を省略し、本会議でと決まっています。それはそれなりに処置をされていいんですけども、議会にも関係があるのかもしれないけども、議運で決められているからでしょうけども、議運では総務3名、他の各常任委員会2名ずつが出て、議運を構成している訳ですわね。ですから、そこで決められればそれでいいんか、分かりませんが、所管事項の関係についてですね、少なくとも委員会に掛ける暇がないし、またそういう必要がないということであるにしてもですね、少なくとも常任委員長にはですね、当然、説明ぐらいはあって然るべきじゃないかなというふうに思うんです。定例会の関係ですと、これは皆、付議事案になって回ってくるんですけども、臨時会するときだけ回ってこない。しかもそれは議案配布されて、初めて委員長の私自身が知ったというような関係ですね。こういう関係でいいんだろうか、どうだろうか。今度の場合も、委員長の交代をしましたが、委員長、副委員長が委員会の中に全然お入りになっていないわけですね。そうしますと、全然、自分たちが知らないままにものが、議運で決められたからということだけで、所管の委員会でそのものが全然知らないうちに本会議へ行って、しかも本会議で決めてしまうんだということが決められているという関係についてですね、そういう取り扱いをするとしたら、少なくとも常任委員長にはその事を言う、総務委員会3人議運で、議運でそこで承知しているんだと、3人しかおらんわけですから、そのぐらいの連絡ぐらいして、こういうものがという事を言って然るべきじゃないかというふうに、私は思うんです。特に、この臨時会の委員会の関係は全く配慮ないままに、しかも総務委員会に係る3つの事案は、全部そうだった訳なんです。ところが一切の説明もなしに決められてしまった。という事については、甚だ私は遺憾だと思うんです。ですから、今後、委員長もお代わりになって、しかも議運にも所属されていない。しかも今度の場合、正副委員長ともに、議運にお入りになっていない訳ですから、こういう関

係があつてですね、お互いに所管事項の関係を携わりながら、意思の疎通を欠くというような事がないように、十分な配慮をしてもらいというように私は思うんです。これは要望なんです。

それと併せてですね、申し上げたいのは、今回と同じように、財産管理として増える土地の使用料の関係などが収入として入っている訳ですよ。しかも、この使用料の関係についてですね、いわゆる土地開発公社の取得用地だと思ふんです。ここで基金の関係を言っているんですけど、基金の関係は当たり前の関係であつて、実際にはですね、土地開発公社の土地だと思ふんです。だから、もしそうでないとするならば、したがって、今回の場合は駅前の一部土地を云々と、土地開発公社の基金の关系到繰り入れると、これも分からんのですけども、なぜこうなるか分からないんですけども、この場合の、それぞれの補正予算の、臨時会で出されました補正予算の关系到つきましても、場所がわかりません、これは。それから、使用料の算定がどういう風にして算定されたのかも分かりません。何のために使用したのかも分かりません。こういう、わからんづくの関係があつて、しかも一般会計の財産管理費として収益がこられてる。こういう関係についてですね、特に私は、かつてJR法隆寺駅前の駐輪場の関係について、駐輪場の収益は常時一般会計に繰り入れて、いわゆる土地開発公社の关系到については、どんどん膨れていくという事になって、全然、塩漬けが解消されて行かないということについての矛盾を指摘したことがあるんです。少なくともそういう収益の関係を開発公社の关系到に入れて、開発公社の关系到の不足、増大する関係について、抑制するとかどうか、措置を採ったら、必然的に解消していくんだらうと思ふんですが、これを一般会計に、いいところだけ一般会計にとってしまう。そして、その借財の残る関係について、塩漬けの状態のなるままについては、残す。というような会計の処理になっているというふうに思ふんです。こういう関係について、果たして正しいのかどうか、ということについて、私は常日頃、疑問に思いますし、今回も同じような形で処理をされている。という事について、一体なぜ、こうなるのかということ

について説明をしてほしい、こう思うんです。どうにも理解ができません。

総務部長 1点目の関係で、ご要望という事でございますが、今後、我々とい
たしましても担当常任委員会というものがございますので、所管の関
係につきましては委員会付託とならなくても、内容について承知して
いただきたいということが当然でございます。今後はそういったこと
の配慮をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し
上げます。2点目については担当課長から報告申し上げます。

企画財政 2点目の質問でございます。まず、補正予算の補足から説明をさせ
課長 ていただきたいと思えます。

1点目の土地賃貸料40万8,000円でございますが、これにつ
きましては先ほど申し上げましたように、斑鳩町土地開発基金で保有
をしておりますJR法隆寺駅前の駐輪場用地の一部の貸付でございま
す。これにつきましては、この度、土地開発公社健全化計画というこ
とで、ご説明申し上げますが、先の計画の中で、公社が保有
しておりましたJR法隆寺駅前の駐輪場用地、またそれと併せまして、
駐在所の用地、この2つにつきましては土地開発基金に買収をしてお
るところでございます。公社につきましては、JRの関係につきまし
ては、土地開発公社が現在保有しておりますのは、駅前の南側の植栽
広場の用地が、まだ土地開発公社で保有している分でございます。そ
ういったことで、駐輪場用地につきましては、斑鳩町土地開発基金で
既に保有しております。その関係で貸付をしたものでございます。
使用料の算定でございますが、条例の規定に基づきまして算定をさせ
ていただいたところでございます。この使用理由でございますが、法
隆寺駅駅舎の橋上化の事業に当たりまして、施工業者の方から工事現
場への進入路として貸してもらいたいということでございました。そ
ういったことから、貸付をしたものでございます。

次に、不動産の売払い収入でございます。これにつきましては、法

隆寺南2丁目地内の里道の払下げに伴いまして、その売却代金の収入でございます。これにつきましては、都市計画道路法隆寺線の地権者の方から事業用地の買収をいたしております。その関係で、その方が代替地を取得をされました。そういった中で、事業用地として買収いたしました残地と取得をされました代替用地の間に里道がございまして、これにつきましては、その地権者の方からの要望によりまして払下げをしたものでございます。この算定につきましては、普通財産の払下げでございますので、適正な対価という事でございます。こういったものについては、これまでの国有財産の払下げに際しまして、計算をしております方法がございまして、いわゆる適正な対価、近隣の実際の売買価格ということでございまして、そういったことから、取得されました代替用地の単価をもって払下げをさせていただいたところでございます。以上でございます。

松田委員　　いわゆる土地開発基金というのは、どんな性格のものになるのかね、これは。一般会計で土地開発が行われるという関係になれば、土地開発公社の関係は要らないわけなんですけれども、出資していることは事実ですね。ところが、ここで言う土地開発基金の積立金という関係が分からんのですよ。なんでこんなところに。そうなら、土地開発公社、一般会計の分で処理をしたらいいことであって、何故この土地開発公社の関係、今言われている関係ももともとですね、ほとんど臨時議会で議決している関係、分からないんですけれども、これについても、簡単にそういう事を言っていますよね、これ。いわゆる基金で、そういう事実というのは、いわゆる土地開発公社が所有している土地はないんですか。臨時議会の関係はどうなんですか。言ったら、1万8,000円の関係は。

企画財政課長　　まず、基金の性格についてのご質問でございますけれども、これにつきましては、土地開発公社の制度ができる以前でございますけれども、いわゆる土地の先行取得を目的といたしまして、その、財源とし

ましては、交付税の措置という事の中で、土地開発基金を設けているものでございます。基本的には土地の先行取得を目的としたものでございます。ただ、その後におきまして公有地拡大法という整備の中で、土地開発公社に移行しているという事でございます。

それと、先ほど申しましたけれども、土地開発基金への積立という形で書かせていただきましたけれども、これにつきましては、繰入の誤りでございます。申し訳ございません、訂正をお願いしたいと思います。という事で基金につきましては、あくまでも土地開発公社とは別のものであるという事です。

松田委員 申し訳ないんですけれども、率直に答えてほしいんですけれども、臨時会で言っている、1万8,000円という関係の費用の関係は場所はどこなんですか、どういう土地なんですか。

企画財政課長 正確な場所につきましては駅南側駐輪場の西側に用地、空き地がございます。その場所でございます。そして、平成16年、17年にわたりましたのは、貸付の期間が17年3月20日から17年12月25日までという期間でございまして、16年度分と17年度分に分けて計上させていただいたものでございます。

松田委員 そうすると、今回の使用料の関係というのは期間はいつからいつまでの分ですか。

企画財政課長 16年度につきましては17年3月20日から3月31日まで。17年度につきましては、17年4月1日から12月25日までの分でございます。

松田委員 この辺は、どうも僕は土地開発公社の関係、土地開発公社の基金に積立っていくという関係がどうしても理解できないんですよね。土地開発公社の土地を、使用料を課すという関係、一般会計で不動産の貸

付あるいは賃貸料で課す云々の関係は、規則にありますよね。土地開発基金への積立という関係がどうしても分からんのですよ。なぜ、この土地開発基金になるのかと。土地開発という名前の関係の面で行くと、斑鳩町では土地開発公社の関係については、ないように私は思うんです。もしもそうでないとするなら、先ほどの関係で、公社ができる前の関係だ、というのは、これもまたおかしな説明だなと思うし、しかも土地開発公社の関係の塩漬け解消といっているのに、それだけでもせめて支払い、この中で補う事もできれば、もうちょっと簿価の関係が変わってくるのになという風に思うんですけれども、ほとんど取り込むものは一般会計に取り込むと。そして、借金するものについては、公社に借金させている、という風なやり方になっていると思うんですよね。どうしてもこの辺について、自分で検討している限りにおいて、分からんのですよ。私の理解の仕方が間違いなのか、あるいは従来がそうであって、それが正しい、それが適切なんだという事ですと踏襲してきているのか、この辺のところ、見直す必要なりもう少し誤解を与えないような処理の仕方というものはないんですかね。むしろ、そういう見方をしているのは私だけなのかどうかも問題なんですけどね、これは。どうも理解ができないんですよ。開発公社の基金の関係というのは、象徴しています基金がはっきりしているんで、相当必要な資金については、借入をしているんですけどね。なぜこういう関係が基金に積立の関係になるのかなと。よう分からんのです、これが。だから開発公社と一般会計との関係について、便宜使いをしているような関係がして、仕方がないんですけどね。これで、本当に開発公社の塩漬け解消などについて、あるいは膨大な簿価との関係、差が出てくるという関係を解消するために、できるだけ自前で処置をしていくような方法というのは考えられないのかどうかというような事を合わせて考えますと、どうもこの処置の仕方について疑問に感じるんですよ。従って、こういう事についても臨時議会の関係の時も聞きたかったんですけれど、委員長がそんな事を聞いたらおかしな話だと思うのでよう言わずに、今日のこの委員会によく説明を聞かせてもら

おうと思ったら、同じような事に、また出てくるという事ですね。この、開発公社の関係について使用料収入がありましたから、と言ってるけれども、どこでどういう関係があったかというのは全然、町長の趣旨説明の関係でもないんですよ。両方見てみましても、収入の関係のところでも言ってますけれども、これは使用料収入がありました事から云々、開発基金で所有しております土地について、こう言っている。それから、支出の管理費では開発基金でかかります収入があったからという事だけなんですよね。具体的な関係というのは、みんなオブラートに包んだままになってしまっている。そういう事が委員会審議も経ずに、本会議で一括して決めてしまうというように、当たり前のように、当たりの取扱いだという事できてしまって、一つも矛盾を感じないという事について、私は疑問に思うんです。そういう事を聞いたかったんですけど、聞くのがあまりかっこ悪い話しになると思ったんでね、聞かずに今日は委員会ですからこの辺の扱いを、今後検討する必要があるのか、あるいは取扱いについて誤解を受けないためにはどう扱うべきなのかという事について他にあれば、明確にしてほしいなという風に思うんですね。ここで、開発基金への積立云々という事が出てこなければ、思わないんです。ただ、開発基金への積立という事になってくるだけにちょっとその理解がしにくいなという風に思っているんですけども、今の課長の説明をお聞きしてもどうも分からないんです。納得がしにくいんですけれどもね。こうしか仕方ない、当たり前なんだという事になればもう少し自分自身も勉強しないといけないと思えますけれども、どうも理解ができないんですよ。こんな事にいいとこ取りを一般会計でしているような感じがして、仕方ないんです、僕は。ちょっとした収入があっても、みんな一般会計で取り込んでしまう。それで、開発公社、そのままで喘いで、塩漬けになるような状態でほっとかれる、という風な関係が、どう理屈付けされていたとしてもおかしいし、開発公社を真剣に塩漬けの状態とか、簿価との関係、差が拡大していくという関係を阻止しよう、なんとか縮小していこうという事の配慮があるとしたら、こんな処理の仕方は

できないんじゃないかなと思ったりもするんですけども、どうして
財政法上、そうしないといけないのかどうか、この辺のところどうな
んですか。

西谷委員 関連で、松田委員の話を聞いてて、素朴に思うんですけども、
土地開発公社というのは、基本的には、田中角栄以前に公有地拡大法
に関する法律という形の中で運営されてきた分でしょ。今言われている
駅前の駐輪場の土地というのは、公有地拡大法に基づいて土地開発
公社が買った土地ですよ。じゃないんですか。まず、その点と、そ
したら今松田議員が言われるように、土地開発公社で買った土地を使
用させて、その収入を土地開発基金という形にするのはおかしいなど、
素朴に思うんですけど、それを整理していくと、土地開発公社が買った
土地というのは、その後も土地開発公社という事で所有権があると思
うけれども、それを土地開発基金、藤原課長の中で、買い戻したよ
うな、土地開発公社から土地開発基金で買い戻したというニュアンス
ではないけど、買い戻したという事は、そこをその時点で、所有権と
いうのは町に名義が変更になったという解釈をすればいいのか、それ
と何故、たぶんあれは駅前の整備をするために土地開発公社で買った
はずなのに、要は事業として全然そういうのが動いてない状況の中で、
土地開発基金に買い取るという事ができるのかという事と、深く読ん
だらそれは、塩漬け用地がたくさんあるという事は対外的に具合悪い
から、とにかく塩漬け用地を減らす一つの方策としてそういう事をさ
れたのか、この辺についてちょっとお答え願いたい。

企画財政 土地開発基金の関係について、種々意見をいただいておりますけれども、
課長 先ほど申しましたように、土地開発基金というのは昭和45年に国の
方から、いわゆる土地の先行取得を目的といたしまして交付税措置を
された資金をもって基金の補正公布をしておるものでございます。

そういった中で3年後の48年でございますけれども、公有地拡大
法が整備されまして斑鳩町土地開発公社の設立をしております。この

目的はこちらも同じように、先行取得が目的でございまして、基金というのは、基金に積立てられた金額の範囲内にしか土地が購入できないという事から、もっとさらに、機動的に用地先行取得できるようにという事で、土地開発公社が設立されたものでございます。という事で、非常に目的というのは重複しておりまして、そういった意味では分かりにくいものでございますけれども、そういった中で斑鳩町、その後の運用としましては、基本的には先行取得は土地開発公社で行っていくという事でやってまいりました。この基金につきましては、その中で土地開発公社に資金を貸付をするという事で、これまでの運用をしております。他町におかれましては、目的がなくなったという事で、取り崩しという事をされている町もございますけれども、基金につきましては、できるだけ残していくという事の中でこれまで残ってきたものでございます。

それから、駅の関係でございまして、西谷委員おっしゃいますように、駅の関係につきましては、土地開発公社で先行取得をさせていただいたものでございます。これにつきましては、土地開発公社の経営の健全化という事の策定をする中で、土地開発基金で買戻しをさせていただいたものでございます。基本的には、そうする事によって、公社での利息の増大を防ぐという目的で購入したものでございます。先ほどの松田委員の質問に関連する問題でございまして、基金に積立てるのはどうかという事のご質問でございまして、いわゆる土地開発基金条例の中で基金の運用益金の処理という事でございまして、基金の運用から生ずる収益は斑鳩町一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入をするということとされています。これは全ての基金に同じ内容でございまして、基金がもっている土地の運用でございまして、土地開発基金にその収益を繰入するという事でございまして。

西谷委員の質問の後段の方でございまして、いわゆる事業がまだされていないという事で、買戻しできるのかというご質問でございまして、土地開発基金というのは、あくまでも土地先行取得を

するという目的で設置されたものでございまして、一般会計で買戻しをしたというものではございません。そういった事で、これから事業をしていく場合、補助対象となった場合におきましてもあくまでも土地開発公社と同様の先行取得という事の扱いをされるというものでございます。

西谷委員　あのね、そしたら、僕が聞いてたらほとんど、用地を先行取得というのは分かる。そしたら、一体、基金の部分と土地開発公社の部分と具体的にどこが違うんですか。町が基金によって先行取得するというのと、土地開発公社が先行取得するというのは何が違うんですか。

町　長　JRの関係等については、国鉄清算事業団からとにかく払い下げという事できた訳ですが、一番バブルの、一番高い土地でございまして、その時に議会からも駅前関係等については再開発をするべきだという、当然今の官舎並びに駐輪場等は当然買うべきだという事で買ってきた。清算事業団は10年間は転売はできないという事で、一応覚書を交わしている。それから後にバブルがはじけてやっぱりみんな議会と審議する中で、やっぱりこれだけの簿価、金利を払っていくのが大変な事だと、金利を少なくしたらどうかという事の中から開発基金に一応買い戻して、そうした方がベターではないかという事もございまして、色々そういう経緯を踏まえた中で町としては開発公社、当時かかるがパークウェイ・バイパスの関係等を含みますと、負担行為は50億以上という事になってまいりました時に、50億以上超す事は不可能、という事でこれ以上は絶対に先行取得をしない、代替地等については買わないという約束も申し上げてやってきて、開発公社の土地の関係等については、減らしていくという事が当然あると思います。皆さんのご意見でございまして、当然やっぱり町としてもそういう関係等について努力していこうという事で、できるだけ金利の安い方法等を考えなければならないということから、そういう手はずをしようということもございまして。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前10時20分 休憩)

(午前10時34分 再開)

委員長 再開します。植村総務部長。

総務部長 今回の関係につきましては、私どもの方でいわゆる説明が十分でなかった、場所、貸付の土地の使用料の積算根拠、明らかにしていなかった事がやはり色々なご質問の要因であろうと考えております。今後、十分そういった事については、留意して対応してまいりたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

委員長 よろしくご配慮お願いいたします。

他にご意見、質疑ございませんか。

(な し)

委員長 10時50分まで休憩いたします。

(午前10時35分 休憩)

(午前10時50分 再開)

委員長 再開いたします。平成17年度斑鳩町一般会計補正予算(第1号)について、他にお聞きしたい事ございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、以上、6月町議会定例会に付議が予定されてい

る議案についてはあらかじめ説明を受けたという事で終了します。

次に各課の報告事項について順次報告を受けていきます。

(1) 職員の退職時における特別昇給制度の廃止について報告を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の(1) 職員の退職時における特別昇給制度の廃止についてでございます。このことにつきまして、昨年4月に国の人事院規則の一部が改正され、国家公務員においては20年以上勤続して退職する場合に特別昇給をさせる旨の規定について、昨年度において廃止をされました。これに伴い、当町職員の退職時の特別昇給制度についても、議員皆様方から種々ご意見等を賜ったところでございます。そのため、3月の一般質問あるいは総務常任委員会において、国の改正に準じて、当町職員の退職時の特別昇給制度も廃止するための規則の改正を、平成17年6月までに改正を行い、18年1月以降の退職者から適用してまいる旨を申し上げてまいりました。そのため、退職時の特別昇給を廃止する旨の規則の一部改正を行い、いわゆる「初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則」であります。去る5月16日付けで公布をいたしましたので、ここにご報告をさせていただきます。なお、職員への周知期間も必要なことから、本年度中の平成18年1月1日以降に退職する職員から特別職給の廃止を適用させていくことといたしておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、職員の退職時における特別昇給制度の廃止についてのご説明とさせていただきます。よろしくようお願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 次に（２）公文書の開示及び個人情報保護に関する運用状況の公表について報告を求めます。西本総務課長。

総務課長 それでは、（２）公文書の開示及び個人情報保護に関する運用状況の公開についてでございます。平成10年10月1日から施行いたしました斑鳩町公文書の開示に関する条例及び斑鳩町個人情報保護条例に基づき、平成16年度の各実施機関におけます情報公開等の実施状況を公表するものであります。公表の方法は、斑鳩町広報6月号及び町のホームページで行うことといたしており、公表の内容は、お手元の資料NO. 4としてつけております情報公開制度の運用状況を公表します、等の資料でございます。公表につきましては、1枚目のものをそれぞれ広報及びホームページに掲載する予定であります。

公表する項目といたしましては、1. 公文書開示請求の件数及び処理の状況、2. 不服申立ての件数及び処理の状況、3. 公文書任意開示申し出の件数及び処理の状況、4. 個人情報開示請求の件数及び処理の状況、5. 個人情報の訂正及び請求件数並びに不服申立ての件数、にまとめて公表する予定でございます。

また、2枚目以降につけております資料でございますが、2枚目以降につけております「斑鳩町公文書開示請求の内容及び処理状況」、この資料につきましては公文書開示及び個人情報保護の請求の内容についてまとめたものでございまして、6月1日から役場の総務課にあります総合公開窓口に掲載用として備え付け、住民の皆様方への情報の提供として、公表をする予定であります。2枚目以降の資料につきましては、それぞれ実施機関毎にまとめておりまして、行政、斑鳩町議会、土地開発公社、そして個人情報開示請求の内容及び処理状況は1枚目にまとめております。

以上で、公文書の開示及び個人情報保護に関する運用状況の公開についてのご説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので何かお聞きしたい事があればお受けいたしま

す。

西谷委員 個人情報と情報公開制度の関係について、基本的な考え方を聞かせてほしいんですが、私が政倫審にかけられる事の中で、私自身が政倫審に実際どういう方が、私を政倫審にかけるかという事ですけど、署名されている方の名簿を開示してくれと言ったら、それは個人情報になるのでできないと言われた。方や平成7年の時に服部集会所の件で住民の方々が反対の署名をされて出されたら、その日のうちに署名された方々のところへ電話とか、働きかけで、反対の署名を取り消してくれ、取り消してくれという形でだぁーっと、30何名の方がそういう働きかけを受け、これは明らかに住民が出した署名簿が地元へ流れたという証明なんですけど、私は署名をされるというのは、少なくとも自分の意志でされてるわけですから、当然そういうものは出てきても決しておかしくないと思うし、当然私はそれに対する当事者ですから、そういうものは当然受けてもらえるものだとは私に思っていたんですが、それはできないと言われました。具体的に実際個人情報の中で、私のようなこういうケースの場合、できないというのは、何故できないのか、その辺のところもう少し分かるように説明をお願いしたいなと思います。

総務課長 この個人情報保護条例及び情報公開条例につきましては、平成10年10月から施行いたしております。平成7年当時のことはちょっと分かりかねるところはございますが、この条例に基づきましての個人情報というものにつきましては、住所、氏名等のように、個人が直接識別される情報、これは個人情報にあたるという事で、情報公開制度の方に定義をいたしております。そういった関係で開示はできないという、情報開示の時に判断されたものと考えております。

西谷委員 名前であっても、通常は僕ら基本的に思うのは、個人情報というのは、名前、住所、例えば電話番号、そういう部分がセットだったら、

その個人の今の情報が分かると思うけど、名前だけでも個人情報であ
かんという考え方なんですかね。

総務課長 基本的にはその方個人が、直接特定されるという情報であれば、個
人情報にあたります。以上です。

西谷委員 そういう観点からすると、町は逆に言えば個人情報というのは、一
切関係者ならびに議員とかも含めてなんですが、そういうところでは
情報は流れてない、流さないという考え方でいいんですね。

総務課長 基本的にはそうでございますけれども、この条例の中でもそれぞれ
国等の協力関係の情報とか、第三者から提出された個人情報について
は、第三者に公表してもよいという風な事が謳われておれば、それは
公表していく事になると思います。基本的には町が保有する情報の中
ででございますが、そういった個人情報については全部非開示となる
ものではございません。今申しましたように、そういう個人の方の了
解が得られるもの、それとか、あと国とか県とか協力関係の情報の場
合には個人情報も提出していく場合がございます。

西谷委員 私聞いているのはね、それが個人情報で、今言われた分の中では政
倫審にかけられた代表の人が、各署名された人の名前まで出すのは困
るという事で断られたんだと思いますが、ただ、私は個人情報をそう
いう形で保護するというなら、行政側として一切そういう事は外に漏
れない体制づくりはされてるんですか、職員自身がそういう認識をみ
んなされているんですか、という事をお尋ねしているんです。

総務課長 職員は個人情報については、認識、外に漏れないように認識をいた
しております。

西谷委員 ごみ袋の関係で署名活動をされてる方がありました。その方のとこ

ろへ、出してすぐに電話で嫌がらせの電話がありました。よく、署名をしたら漏れて、誰がどういう形ですのか知らんけど、人が違うんですが嫌がらせの電話とかがあるという事をよく聞きます。そこでやっぱり個人情報や何やかんやいって、町が言うのだったら徹底して、職員にも徹底してほしいし、私はもしそういう事が判明した時には厳重な処分をするという事で臨んでほしいと思うんですが、その辺の見解だけお聞かせ願いたい。

総務部長　ただ今課長も申し上げたとおりでございまして、職員もそれぞれ個人情報の保護については、やはり十分そういったものを意識し、仕事にあたっているところでございますけれども、もしもそういった事があれば、それには十分対応し、必要な処置をしていかなければならないと考えております。

委員長　他にございませんか。木澤委員。

木澤委員　今、西谷委員から質問があつて、町の方としても氏名、住所等は個人情報であるという事で一定見解を示していただいているんですけども、昨年くらいから、個人情報の保護に関しては厳しくなったという事で、今、子ども会なんかで、例えば新一年生になるお子さんの、どういうお子さんがいるのかなという情報を掴みたいと、子ども会なんかでも、声かけて地域活動として取り組んでいきたいと思っている時に、役場の方から情報がいただけないという事で、非常に困っておられる状況があるという風に少しお聞きしてるんです。

あと、先日議会の方とも、民生委員さんと懇談をさせていただいた際にも、民生委員さんの活動をしていく中でも、役場の方から情報が得られない事によって、活動がしにくい状況があるという事を少し聞いているんですけども、そういったところに関しまして、地域で活躍いただいている民生委員さん、子ども会さん等と町との連携ですね。行政だけでいろんな面で管理ができない。また、今やったら子どもさ

んななかでも、家庭の状況なんかが、なかなか表に出てこないというところでは、より目を配らせる必要があるのではないかなという風に思うんですけども、そういったところに関しまして、そういった地域での活動をいただいている方に対しての協力という点からも、情報公開に関してどういう風に町として整理をされているのかなという事を少しお聞きしたいんですけども。

総務課長 基本的には先ほど申しましたように、住所、氏名が分かる公文書につきましては個人情報という事で提供はいたしておりません。ただ、その団体におきまして、それぞれが情報を収集できると判断いたしました場合には、町の方の情報提供もしていないという事で、その団体から情報収集、その会員さんなり、そういった情報を収集していただきたいという風に考えております。

木澤委員 団体の方でという事ですけども、例えば子ども会さんなんかでも、幼稚園に通っている保母さんなんかから情報をもらって、そういうものを作っているみたいですけども、どうしても学校の校区域と子ども会の区域とが違ったりしたら、対象になるお子さんがもれてしまうという状況があるという風に聞いているんですけども、そういったところなんかでは、子ども会から、例えば町に対して、確認の意味でもれていないですかという風な形で聞かはっても、それは答えられないという事になるんですかね。

町長 これも、議会の中でも出てまいりまして、自治会の名簿等渡しておいた時に、議員さんが自治会長になられた時に、こういうものをいただくのはどういう事かなということで、新聞等も載りましたし、そういうことから考えますとやっぱり個人情報として提供すべきではない。今、木澤委員が、いい部分的にはこういう子ども会だということで、提供するという事では当てはまってこないと私は思いますし、やっぱりそういう事が一番大事であろうと思いますし、個人の情報です

から、今JRの関係等についても、この間も死亡された方の名簿を教えてくださいと、これはもう個人情報ですから教えられませんという事であろうと思いますし、やっぱりそういう事を毅然としていかなかったら、なかなか難しいのではないかなと思います。いい時には名簿を渡しておっしゃるのもごもつもの話ですけど、それがやっぱり個人にとっては、私はそんな事言ってほしくない、名前を公表して欲しくない、怒られておっしゃる方もおられますから、その辺はやっぱり十分に気をつけて参りたいと思います。

木澤委員 町長もおっしゃいましたように、難しい問題であって、慎重な取扱いが必要という風には思うんですけども、例えばリストを作って配るという形ではなしに、聞きに来られた方に対して、活動に必要な情報に関しては情報を提供していくという形も、難しいですけど、ないと、なかなか地域とも連携が取れずに、例えば家で、今、子どもさんの間なんかでも先ほど言いましたように、虐待の問題とか不登校の問題というのは、どうしてもなかなか行政だけでも把握しづらい面があって、地域の方のご協力を頂いていると思いますので、整理というのは難しいかも知れませんが、今後、地域との連携のための情報開示のあり方、守り方、逆に言ったら守り方の部分でも少しどういった形で協力ができるのかなと。やはり住民さんに一番接している地方自治体として、地域との協力を考えるうえで、そういった方向で研究ができないかなと思いましたので、その辺のところは、難しい事言っているのはよく分かるんですけども、できる範囲で研究をいただきたいという風に、これは要望だけさせていただきたいと思います。

委員長 他にございませんか。

(な し)

委員長 ないようですので、次に(3)農業委員会委員選挙について報告を

求めます。

総務課長 それでは、（３）斑鳩町農業委員会委員選挙についてでございます。この選挙につきましての選挙執行の期日につきましては、先日、平成17年7月11日から8月9日までに選挙による委員の任期が満了する農業委員会にかかる一般選挙の期日については、平成17年7月10日（日）に統一して行うことが望ましい旨、農林水産省及び総務省から奈良県を通じて通達があり、当町におきましても、7月19日に選挙による委員の任期が満了する事となることから、この通達に合わせてまして、斑鳩町農業委員会委員選挙の期日、すなわち投票日を7月10日とし、この選挙の告示日を7月5日とする旨、来る5月23日に行われます選挙管理委員会で決定をされる予定でございます。また、この選挙にかかります選挙民への周知につきましては、6月初めに選挙執行のチラシを農家組合を通じて配布する予定であり、そのなかで、立候補予定者説明会や投票区等について周知を行ってまいりたいと考えております。

以上で、斑鳩町農業委員会委員選挙についてのご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 ないようですので、次に（４）斑鳩町消防運営委員会の開催について報告を求めます。

総務課長 それでは、斑鳩町消防運営委員会の開催についてでございますが、昨年度と同様に、本年度も6月議会開会中の総務常任委員会の終了後、すなわち6月16日（木）の予定でございますが、午後2時から消防

運営委員会を開催いたしたいと考えております。委員構成は、ご存知のように斑鳩町消防運営委員会規則で、委員会の委員は斑鳩町議会議員及び消防団員のうちから町長が委嘱することとなっており、恒例によりまして、総務常任委員会の委員皆様方6名と、消防団団長、副団長3名、及び分団長3名の消防団員7名をあわせまして、合計13名の委員構成で開催をいたしたいと考えております。

さらに、オブザーバーといたしまして、町長及び議長様が出席していただく予定をいたしております。よろしくお願いを申し上げます。なお、開会場所や時間等につきましては、後日、改めまして文書でご案内を申し上げますので、委員皆様方の当日のご出席方のご予定をよろしくお願ひ申し上げます。

以上、ご説明とさせていただきます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

(質疑なし)

委員長 ございませんか。
それでは6月16日、2時からの消防運営委員会には委員の方々出席のほど、よろしくお願ひいたします。

次に(5)平成16年度町税の不納欠損について報告を求めます。

税務課長 平成16年度町税の不納欠損についてでございます。資料5をご覧くださいと思いますのでよろしくお願ひいたします。この不納欠損処分につきましては、決算審査特別委員会でご審議をお願いいたすところでございますが、前もって総務委員会にご報告させていただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

平成17年3月31日付けで徴収する事が不納なもの54件、922万7,807円の不納欠損処分をいたしております。この不納欠損

処分は地方税法に定められており、これに基づいて不納欠損処分をしたものでございます。地方税法第15条の7第4項の規定では、滞納処分をする財産がないとき、滞納処分をする事により生活が著しく困難をきたすとき、滞納者の住所及び滞納処分をすることができる財産が不明であるときは、滞納処分の執行停止を行い、その後3年間状況が変わらない場合は不納欠損処分を行います。この事に基づく理由により、納入の義務が消滅した者として町民税で3件、480万3,324円、固定資産税、都市計画税で1件、合わせまして151万1,100円、計4件、631万4,424円を不納欠損処分いたしております。

地方税法第15条の7第5項の規定する、執行停止をした場合において、徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、直ちに消滅をできるものとして、町民税で32件263万9,883円、固定資産税、都市計画税で3件、合わせまして7万7,700円、軽自動車税で15件、19万5,800円、計291万3,383円を不納欠損処分をいたしております。

申し訳ございませんが、裏面をごらんいただきたいと思いますが、今回、滞納処分をいたしました税目別、課税年度別にあげております。税につきましては、税法に基づき公平に負担していただくことが大前提でございますが、今年度不納欠損処分を致しましたものにつきましては、滞納のあった当初から再三にわたる催告を行っていましたが、処分する財産がない、本人に納付意志があったものの納付不納となったもの、競売開始により交付要求を行っていたが事件終了により、配当がないものや、配当はあったが滞納額を充足させられなかったもの、本人の居所不明となっているもの、破産したもの、本人が死亡し相続人がいないもの等であります。

以上でございますが、今後も積極的な対策を講じながら滞納整理を進めて参りたいと考えておりますので、今回の不納欠損は、いずれも調査、検討の結果、今後納付の見込みがないものばかりでございますので、よろしくご理解を頂きますようお願いをいたします。以上でござ

ざいます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

西谷委員 やっぱり税については払う人、払わない人というのは、やっぱり公平感があるから、できるだけ町税を集めるという事の姿勢は大事だと思うんですが、この中で、例えば、悪質という言葉がいいのかどうか分からないけど、実際に財産とかそういうのがあって、それでもずっと払わないという、そういう方がおられるのかどうかという事と、もしおられるとしたら、そのような場合に町としては、差し押さえとかそういう形での対処というのは考えてないのかどうかをお尋ねしておきたいと思います。

税務課長 今回、不納欠損した中では西谷委員のおっしゃっているようなものはございません。ただ、財産があって払わないというものについては、今現在も差し押さえ等行って納付を促しているという事でございます。

委員長 他にございませんか。

(質疑なし)

委員長 ないようですね。他に理事者側から報告する事はありませんか。藤原企画財政課長。

企画財政課長 大字龍田財産区にかかります、建物収去土地明渡請求事件につきまして、現在おかれている状況などを申し上げまして、一定のご理解を賜りたいという風に考えております。昨年12月の総務常任委員会におきまして、私の方から、町としては和解の話し合いを行いたいと申

し上げたところでございますけれども、これまで4回にわたりまして、裁判官を交え、被告側と話し合いを進めてまいったところでございます。その中で被告側におかれましては、非常に大幅な譲歩の姿勢を示されておりまして、ここに至りまして和解の可能性が出てまいりました。ただ、和解するという事になりますと、地方自治法の規定によりまして、議会の議決事件とされておりまして、議会の議決が必要になって参ります。そういったことから、次回の協議につきましては、6月6日に予定をされているところなんですけれども、この6月6日、この場におきまして双方和解の合意に達しましたならば、6月の会期中にも和解についての議案、またこれと合わせまして和解金の支出、そういった事に必要な補正予算につきましては、追加上程をさせていただくという事になろうかと思っておりますので、どうかよろしくご承知賜りたいと存じます。どうかよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終了しましたので、何かお聞きしたい事があればお受けいたします。

西谷委員 仮に和解が成立した場合にですよ、和解の費用は誰が出すというのと、それと今ある龍田財産区財産というのは、所有というのは、水利組合の部分がいくらかの、和解についての和解金を払うとか、あるいは全くあれは町の土地であって、実際にこれは、裁判は、和解金は町が払うけれども、あの土地については町の資産やという考え方なのか、その辺の整理の仕方を教えてください。

企画財政課長 財産区財産でございまして、土地の所有、池の所有につきましては、大字龍田財産区でございまして、水利組合は水利権を有しているという考え方で、和解費用の支払いにつきましては、財産区がお支払いするという事でございます。

西谷委員 具体的に龍田財産区、言葉として分かるんですが、具体的に龍田財

産区というのは代表者が誰で、それはどういう構成でやっているのかという事をお尋ねします。

企画財政課長 財産区の沿革という事にも関わってまいりますが、いわゆる本件のため池につきましては、古くは大字龍田共有地という事の中で、いわゆるポツダム政令によって、財産区を設立するという事が出来るという事がされております。そういった中で、いわゆる大字龍田の地域内の住民の方の共有地であるという事で、それについて財産区の設立をしたものでございます。財産区の代表者という事につきましては、大字龍田財産区管理者としまして斑鳩町長が代表になっております。

西谷委員 財産区、それは分かるんですけれども、具体的に要はあの土地というのは、和解した時に、所有者としては、今の論法から言ったら龍田財産区のものに戻るんや、という話なんですけど、そうじゃないのですか。和解して和解金は龍田財産区から払うわけでしょ、今の論法から言ったら。龍田財産区が払うというのは具体的に町長が代表なんで、町が払うという事になるんですよね、そうじゃないんですか。

企画財政課長 財産区というのは、地方自治法上、特別地方公共団体という事に分類されておまして、あくまでも財産区が支払いをする。ただ、会計上は斑鳩町の特別会計、大字龍田財産区特別会計からの支払いという事です。

委員長 他にございませんか。

松田委員 質問ではなくて、念のために確認をしておきたいんですけれども、今日お聞きしても言ってくれないと思うけれども、町が提示した和解の条件ですね、どういうものか、色々あるだろうから、あまりはっきりしよう言わんのだと思うけれども、そうしますと、6日には一応ほ

ぼ白黒の関係ははっきりするという事だと思うんですけども、16日の総務常任委員会でこの事についての報告と和解についての了承を求めるといふ手続きをとられる可能性があるという事ですね。そういう事を確認しておいていいわけですね。

総務部長 先ほど課長が申し上げておりますように、6月6日に双方和解できるような内容になりましたら、松田委員がおっしゃったような方法で手続きをとらせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

松田委員 この事は言えますかな。財産区の財産の関係でいくらか分かってますわな。それから当然にして、現在の借地料の関係は供託されてますわな。この関係の供託金の合計は今どうなってますか。

それと、結局、今まで財産区財産の関係の会計の中身と、供託してある金と合わせて幾らになるかによって、あとどの程度不足するのか、余るのかどうかというのが分かってくると思うんですけども、だいたい、自前の金は幾らぐらいあるのか。最初の西谷くんの質問とよく関わってくる問題だけど。

委員長 暫時休憩します。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時25分 再開)

委員長 再開いたします。藤原企画財政課長

企画財政課長 財産区の財産のお尋ねでございますけれども、現金につきましては約430万円、そして土地でございますけれども、ため池として3,890平方メートル、堤が948メートル、合わせまして4,838平方メートルの土地がございます。財産区の財産というのは、これだ

けでございます。それと、先ほどお尋ねの供託金でございますけれども、平成12年の裁判の時におきまして、10年くらいからの供託であったかなという事で、詳しい数字につきまして今現在把握しておりませんで、ご了承いただきたいと思えます。

委員長

よろしいですか。

ないようですので、それでは、以上これらの各課報告事項については報告を受け、了承したという事で終わります。

続いて、その他について各委員より何か質疑があればお受けいたします。

松田委員

2件お尋ねしたいと思うんです。町が単独町政を目指すという事で、財政健全化検討住民会議を設置するという事が、3月議会の目玉的な事であったと思うんですけれども、町広報のお知らせ版、17年5月12日付け発行の分を見ますと、公募する関係というのは、男女それぞれ1名ずつ、2人が、5月27日締め切りになっています。複数の候補者があれば6月13日に公開抽選という事になっているようでありますので、そうしますと、早くても初会合が、6月中に開催できるかなと思うんですけど、6月中に開催できるとしましても、8月に中間報告を求めたいんだと、そしてできれば18年度からでも取り入れるべきものは取り入れたいという事なんですけれども、多少時期的に無理かなという感じもするんですけれども、少なくとも、この関係などについては総務常任委員会で色々議論をしていくという事になるんだと思うんですけれども、ちょっととてもじゃないけど、6月議会では19日の委員会ぐらいでは、構成ぐらいは言える事になるのか分かりませんが、とてもじゃないけど審議の内容について報告を受けられる状態にまでなっていない。という事を考えますと、少なくとも果たして9月議会で具体的な中間答申の内容などについて、ちょっとお聞きするような事ができるような手立てになっていくのかなという風に思うんですけれども、この辺の関係について、一体どうなのかと

いう風に思います。これらの関係と合わせて重要な判断材料になってくると思います。9月議会では当然そうだと思うけど、6月議会では出てくるんだと思いますけれども、町長選挙が10月にあるという事ですね。そういう事を踏まえていきますと、十分にやっぱり調査、整理される方の気持ちなども色々あるでしょうし、準備もあるでしょうし、施策もあるでしょうし、そういうことから考えますと非常に重要な時期に差しかかっているように思うんですけれども、今後そういう動きについて一体どうご判断なさっているのかなという事が一つお聞きしたいということが一つ。

もう一つが、教育長にお尋ねしたいと思うんです。もう、恐らく連絡も行って、ご相談もされているというふうに書かれているんですけども、いかるが地球村が6月19日にホールで講演会とその対応について会合があるようですけれども、この中で私どもが受け取っている書面の中では、何か中学生の帽子、運動帽の採用などについて教育長、あるいは各中学校の校長先生などにも趣旨を説明し、ご協力いただくようにしているんだという主旨の事が書かれているんですけども、この事について教育長はどのようにお考えになっているのか、どう対応しようとしているのかという事について考え方がまとまっていれば、お聞かせいただきたい。以上2点です。

企画財政
課長

財政健全化にかかりまして、3月中の委員会で8月に中間報告をしたいという風に申し上げてきたところです。委員がおっしゃってますように、会議の募集が5月のお知らせ版という事の中で、会議の開催時期につきましては、早くても6月下旬頃になろうかという風に思っております。そういった事で8月にすぐに中間報告という事は非常に難しくなっております。ただ、私どもの思いといたしましては、やはりできるだけ平成18年度の予算に反映をさせられるもの、あるいは緊急にやっつけていかなければならないものというものがございませう。そういったものにつきましては、できるだけ新年度の予算に反映をさせていきたいという事の中で、そういう思いの中で申し上げた事

でございます、その気持ちは変わってございません。そういった中でできるだけ総務常任委員会に、早い時期に内容ご提示申し上げましてご相談させていただきたいという風に思っております。

また、進め方としまして、先の委員会でもご指摘をいただいておりますけれども、いわゆるなかなか短い期間の中で、また行政の多岐にわたって非常に専門的な知識を有する内容でございます。そういった事の中で、町の方といたしましても、ただ、その会議の協議の結果を待つという事ではなくて、町が、行政側からも積極的にご意見あるいは方針の提示、そういった事を積極的にして参りたいと考えております。そういった中で仮に会議の中で提言がなかったという項目につきましても、町が検討している事につきましては、できるだけ積極的に取り組んでいきたい。そういった中で、現在も補助金の見直しあるいは公共施設の外部委託といった事につきまして調査を進めさせていただいているところです。

教育長

松田委員の方から紫外線の関係で質問をいただいております。以前からも紫外線について、地球村の方から紫外線対策について色々教育委員会の方にもお話をいただいております。環境省の方も紫外線について一定のまとめをされました。そうしたものについて、文部科学省を通じて市町村にも、教育委員会の方にも、そういう指導と言いますか、来ております。強制的なものではなしに鋭意取り組むように、という内容でございます。現在、校長会を通じまして、それぞれの学校でできる範囲で紫外線対策をするようにという事は申し上げているところでございます。数年前から特に夏の時期、プールに入りますのでプールサイドにテントを設置して、子ども達が休憩、休む時にはそのテントの中で休憩するという指導をしながら実施して参っております。この帽子についても、他町村では幼稚園の帽子、たれ付き帽子にしているところもございますし、そうしたことについても、保護者と十分相談をして、そうしたものの採用についての事も申し上げているところでございます。今のところ、幼稚園等については具体的にそう

いうものは採り入れて、全体として採り入れておりません。ただ、個人個人でそういう帽子を着用するという事についてはやぶさかではございませんので、それについても使えるようにしていただいております。学校といたしましてもそうした関係で個人的にそういう帽子を使用するという事については、運動会、体育の時間についても学校としては、それは認めていくという事にしております。今委員がおっしゃるように、学校全体で、教育委員会としてそういう風に指導、帽子を着用するというところまではいっておりません。それぞれの学校長を通じまして紫外線対策についてできる範囲でするように、という指導をしているところでございます。現在の状況はそのようになっています。

松田委員 健全化会議の関係なんですけれども、町側としても具体的な方針を提示していきたいという風に言われているんですけれども、この提示をする関係について、18年度に実施したいというものと、中・長期的な展望の上に立って検討を求めるもの等があるんだという風に思うんですけれども、この町側が提示をしようとする方針については、ほぼ決まっているんですかな。まだ決まってないんでしょうか。決まっているとすれば、6月中の総務委員会などに提示をする事が可能なのか、あるいはいわゆる審議途中という事での、9月議会でなければできないという事になるのか、あるいは9月議会を控えての閉会中の委員会あたりに提示をする事になるのか、その辺の段取りというのはどういう風にお考えになっているのかという事が一つ目。

二つ目の関係の、教育長の言われている、何か分かったような分からんような、結局教育委員会で考えていく事ではなくて、自主判断に任せているような格好であるという風に思いますけれども、言われている趣旨を活かして、どのように活かしていこうかという関係、あるいはどれだけの関心度を持って対応しようとしているのかという事などについて、伝わってこないわけですね。何かあなた任せと言われるような答弁のように思うんですけれども、もう少し具体性があるものの考え方というものを述べられないものかという事を再度お聞きし

ておきたいと思います。

教育長

人任せというご指摘をいただいております。こういったものについて、やはり学校としての制服、標準服とかそういうものの対応もございいます。あるいはまた、運動機能についての事もございいます。そうした事も十分配慮する中で、考慮した中で、学校としてどう取り組むのかという事になってくると思いますので、その辺について学校の校長会等にも十分、そうした説明をしながら、また私の方からできるところから実施するようには申し上げてはいますが、なかなか伝わっていかない、実現していかないという現状でございいます。こういったものについても、保護者とも費用のかかることとございいます。保護者への理解を得ていくという事も出てまいりますので、そうした事も含めて実施していきたいと思っておりますし、今回またこうした研修、各講習会と言いますか、そういうものをしていただきますので、そうした事への参加という事も学校を通じて呼びかけまして、色々それぞれやはり保護者が理解をしていただくという事も大事でございいます。そうした講習会に参加できるように、学校を通じて保護者の方に働きかけて参りたいという風に思っております。

企画財政
課長

具体的な方針の提示という事の内容でございいますけれども、私どもの関係で申し上げますと、行政組織の統廃合でございいますとか、あるいは補助金等の整理縮減の問題、あるいは使用料・手数料の適正化、そういったメニューが考えられるわけでございいます。ただ、内容によりましては非常に検討課題を残すものが多々ございまして、すぐに具体的な方針を提示できるかと言いますと、なかなかできないものもございいます。そういった中で場合によってはまずメニュー、そういった基本的な考え方だけのお示しをするという事もあろうかと思っております。そういった中で、会議の協議をされていく中で、町としましてもこれらと並行いたしましてできるだけ具体的な詰めをしてまいりたいと考えております。

松田委員

この検討会議の関係は、比較的重視をしているんです。しかし本当に行政が我々が期待するような成果をもたらす事が可能なかどうかという事を実は懸念をしているんです。これは失礼な言い方かも知りませんが、本当に行政が期待するような、委員会討議ができて、答申を受けて実行をしていくという風になるのかなという風に思うんです。それと、例月出納検査なども入ってきているし、たまたま決算監査にも入ってくる時期でもあると思いますし、そういう中で監査委員の意見などが、どう咀嚼され、しかも住民検討会議にどう反映されていくのかという事などを考えていきますと、かなり慎重に対応してもらわないといけないし、積極的に対応する必要があるのではないかと。そして、有名無実にならないように、その機能が十分発揮できるような運営体制、組織体制というものを整備、特に配慮を願いたいという風に思います。今日のところはそれだけで留めておきたいと思います。

ただ、教育長ね、結局、世の中が大きく変わってきまして、従来までは花粉対策の関係で天気予報なんかでも書いてくれてますよね。ところが今年度から特に紫外線対策についても報道するようになってきてますよね。そういう事について世間全体の、深い関心をもつような状況になってきていると思うんですよ。そして、公共でありますテレビなどについても、一つの対策、その状況報告を一般に知らしめるという事で、結局、関心度が高まってきているという風に思うんですよね。そして重視されていると。昔は、我々の時代でしたら日向ぼっこさせてどうのこうの、裸でいる、それが健康管理だというような事を言っていましたけれども、この頃はそういう事ではなくなっているわけですよね。そういう意味からもう少し積極的に紫外線対策の関係などについて、十分、深い理解度を示して、その対応について、もっと積極性をもって指導するという事が、教育委員会としても必要ではないかというように思うんですけどね、その辺については十分にやっぱり、いろんな機関、教育委員会そのものもそうですし、保護者との関係、

あるいは学校との関係色々あるんでしょうけど、十分その対応について、遅れを来さないように、事が起きてからわあわあ、わあわあ言うのではなくて、事前に対応すべきものは対応していくという事について、もっと積極的な取り組みを特に要請をしておきたいという風にお願いをしておきたいと思います。以上です。

委員長

他にございませんか。

他にないようでしたら、6月議会には水道決算審査特別委員会が設置されますので、総務常任委員会から3名の委員の出席をお願いをする事になりますが、選任について前もって副委員長の方で確認して頂いております。松田委員、木澤委員、嶋田委員にはよろしくお願いをしておきたいと思います。

その他についてもこれをもって終わります。

委員長

以上をもちまして本日の審査案件については、全て終了いたしました。なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

(異議なし)

委員長

ありがとうございます。それでは閉会にあたり、町長の挨拶をお受けします。

(町長あいさつ)

委員長

これをもって総務常任委員会を閉会いたします。本日はご苦勞様でした。
(午前11時46分 閉会)